

共用部分の 防犯対策のポイント

屋上

- 出入口等には、扉を設置する。
- 扉は施錠可能とする（常時開放する場合を除く。）。

共用廊下・共用階段

- 周囲からの見通しが確保された配置、構造とすることが望ましい。
- 屋外に設置される共用階段は、外部から見通しが確保された位置に配置する。
- 屋内に設置される共用階段の階段室は、常時開放されていることが望ましい。
- 避難用屋外階段の地上への出入口扉には、オートロック機能付きの錠を設置する。

共用出入口

- 道路等からの見通しを確保する（見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等により補完する。）。
- 扉を設置することが望ましい。
- 扉は、扉の内外が見通せる構造とするとともに撮影・録画可能なインターホン、オートロックシステムを導入することが望ましい。

エレベーター

- 防犯カメラを設置することが望ましい。
- 犯罪発生等の非常時のための押しボタン、インターホン等を設置する。
- 外からエレベーター内を見通せる構造の窓を設置する。

エレベーターホール

- 共用玄関のある階のエレベーターホールは、共用玄関、管理入室等から見通しが確保された位置に配置する（見通しが確保されない場合は、防犯カメラの設置等により補完する。）。

共用メールコーナー

- 共用玄関、管理入室等からの見通しが確保された位置に配置する。
- 郵便箱は施錠可能なものとする（オートロックシステムを導入する場合には、壁貫通型とすることが望ましい。）。

駐車場・駐輪場

- 道路及び周囲からの見通しが確保された位置に配置する。
- 施錠可能で、見通しが確保された門扉、シャッター等を設置することが望ましい。（駐車場）
- チェーン用バラック、サイクルラック等の設置などにより盗難防止対策を講じる。（駐輪場）
- 見通しの確保が困難な場合には、防犯カメラの設置等により補完する。
- 屋根又は立体駐車場を設置する場合、住棟への足場とならないよう、建物の窓などとの距離を確保する。（駐車場）
- 照度の確保が困難な場合には、センサー付ライトの設置により補完する。

塀・柵・垣等

- 位置、構造、高さ等が、周囲からの死角の原因とならないようにする。
- 窓等への侵入の足場とならないようにする。

配管・縦どい・外壁等

- 上階・窓・バルコニーへの侵入の足場とならないようにする。

防犯カメラ

- 防犯カメラを設置する場合には、死角となる場所が少なくなるよう、位置、台数等を検討し、カメラ設置を明示する等、その運用方法、監視体制のあり方を併せて検討する。
※福岡県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン参照
(URL:<http://www.anzen-fukuoka.jp/pref/camera2/guide.pdf>)
- 記録装置を設置する。
- 防犯カメラが有効に機能するため必要な照度を確保する。

・死角をなくす!
・侵入経路を制御する!
・設備等を強化する!

